



### まちづくり懇談会 Q&A

**Q** 稲荷山線の状況について、昨年この市民センター前あたりの堆積土砂や雑草をきれいに取られた。これはテストだと聞いているが、評価はどうか。また、芦屋川でハイベキューする人が残ったことを、市民がクリーン作戦等で掃除している。芦屋川も、夙川のようにハイベキューを禁止してほしい。

**A** 芦屋川は兵庫県が管理しており、また県から事業準備については聞いて

**Q** 稲荷山線の状況について、昨年この市民センター前あたりの堆積土砂や雑草をきれいに取られた。これはテストだと聞いているが、評価はどうか。また、芦屋川でハイベキューする人が残ったことを、市民がクリーン作戦等で掃除している。芦屋川も、夙川のようにハイベキューを禁止してほしい。

**A** 芦屋川は兵庫県が管理しており、また県から事業準備については聞いて

**Q** 稲荷山線の状況について、昨年この市民センター前あたりの堆積土砂や雑草をきれいに取られた。これはテストだと聞いているが、評価はどうか。また、芦屋川でハイベキューする人が残ったことを、市民がクリーン作戦等で掃除している。芦屋川も、夙川のようにハイベキューを禁止してほしい。

**A** 芦屋川は兵庫県が管理しており、また県から事業準備については聞いて

**Q** 稲荷山線の状況について、昨年この市民センター前あたりの堆積土砂や雑草をきれいに取られた。これはテストだと聞いているが、評価はどうか。また、芦屋川でハイベキューする人が残ったことを、市民がクリーン作戦等で掃除している。芦屋川も、夙川のようにハイベキューを禁止してほしい。

**A** 芦屋川は兵庫県が管理しており、また県から事業準備については聞いて

#### ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間  
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時  
土・日・祝日 午前10時～午後5時  
休業日 3月15日(木)・4月12日(木)・19日(木)  
交付内容 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、外国人登録原簿記載事項証明書、市民税県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等  
【ご注意】土・日・祝日、平日の午後5時15分以降の除籍・改製原簿謄抄本、税務証明書は申請受付のみで、証明書は翌開庁日の発行となります。  
各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。

問い合わせ  
ラポルテ市民サービスコーナー 313-3130

#### 「下水」の水質検査結果

下水処理場 32-1291

試験項目	平成19年1月31日		平成19年2月21日		活性汚泥法処理による基準
	値	判定	値	判定	
天候	晴	晴	晴	晴	
気温	11.2	14.8	18.5	19.3	
検査水	流入水	処理水	流入水	処理水	
水質	18.2	19.1	18.5	19.3	
P	H	7.6	7.6	6.9	5.8～8.6
S	S(糞/濁)	125	4	82	2
B	O D(糞/濁)	130	7.4	112	7.8
大腸菌群数(個/票)	13,000	0	14,000	0	3,000以下
備	前日	晴	前日	晴	
	前々日	晴	前々日	晴	

用語の説明 【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い。【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる。【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

## 平成18年度「まちづくり懇談会」実施報告

問い合わせ 市民参画課 38-2007

今年度も平成18年11月24日から28日にかけて、芦屋市自治会連合会主催の「まちづくり懇談会」が市内3会場(中学校区ごと)で開催されました。

市からは市長・助役・教育長をはじめ全部長が、芦屋警察署からも交通・防犯などの担当者が出席し、参加された皆さんから「まちづくり」への積極的なご意見が出されました。

3会場での参加者は延べ77人、53項目のご意見ご要望がありました。その一部をご紹介します。

「概要報告書」は、行政情報コーナー・図書館・公民館・ラポルテ市民サービスコーナーで閲覧することができます。

### ご意見・ご要望

**山手中学校区<17項目>**  
都市計画(マンション開発・稲荷山線・奥池町の地区計画)/コミュニティバス/自然の保全(芦屋川・山手プール周辺・あしや村)の再開・芦屋沖の水質・芦屋川の治水対策等/防災倉庫に手押しポンプを/芦屋川沿いの桜/古いものへの愛着を/山手幹線の緑化/山手幹線によるコミュニティの分断/山手小学校の営繕等

**精道中学校区<22項目>**  
打出踏み切りの高架化/保健センターのリハビリ事業/地方自治体の不祥事/鳴尾御影線の改良工事/道路工事の際の地元説明/マンション建設の騒音/市窓口での対応/JR南の駐輪/茶屋さくら通りの違法駐車対策/ペットボトルの回収/乗ったままの違法駐車/小学校区の方針/要援護者情報の開示/宮川線大型車の通行被害/ごみ収集/市と解放同盟との誓約/交通マナー/市内の犯罪検挙率/市の対応/道路の通行方法/京都府の都市計画を参考に/市職員の減員

**潮見中学校区<14項目>**  
ISOの認証取得/南芦屋浜の整備/審議会委員の選定/芦屋病院/お困りです課/子どもの居場所/いじめ対策/陽光町の街灯/里山の保全・森づくり/市の財政状況/自転車のマナー/タバコのポイ捨て/ごみ収集業務の全部委託/陽光町の信号機の設置

**Q** 市では、いろんな委員会が設置されているが、その中に市民が入っているのか。また、その選考の基準はどうなっているのか。パブリックコメントというところで、委員会を決めたこと、さらにパブリックコメントに諮るというが、そのシステムを教えてください。判断する委員の人数が間違っていたら、せっかくのものが駄目になるのではと言った懸念を持っている。

**A** 市には、審議会や委員会がありますが、その人選については一定の指針を設けています。例えば、大学の先生のような専門知識を持った学識経験者、内容によっては市内の団体からも一つは市民公募です。この市民公募については、広報あしやとかホームページで一般募集し、作文を書いてもらいその内容で選考しています。パブリックコメントについては、まだ制度化されていませんが、ちょうど今、市民参画の条例について来年三月の市議会に提案を予定し、その骨子案について、十一月三十日までパブリックコメントを求めています。市民の皆さんからご意見をいただければ、よりよいまちづくりをやりたいと思っています。

#### 電子入札制度を導入します

市では、平成19年度から県下の市町が共同で運営する「兵庫県電子入札共同運営システム」を利用し、当面、建設工事に係る入札から電子入札を実施します。

電子入札への参加には、認証カードとカードリーダーが必要となりますが、現在、兵庫県、芦屋市を除く阪神6市、神戸市および姫路市の電子入札に参加されている場合は、新たに用意する必要はありません。

導入の日程など詳しくは、市ホームページの「入札・契約情報」コーナーで、順次お知らせします。

問い合わせ 契約課 38-2012

## 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

問い合わせ 生活環境部総務課 38-2050

**【夜間花火の禁止】 11件** は市の考え方です

爆竹音を出す花火は終日禁止にしてほしい。/住宅地域の公園での花火を全面禁止してほしい。

本条例は夜間の静穏を確保するために、午後九時から翌日の午前六時までの間、打上げ花火等を禁止するものです。

公園・公共施設などを禁止区域として

**【空き缶等の投げ捨て禁止】 9件** は市の考え方です

ごみは各家庭に持ち帰り、処分していただくことを基本に、条例の目的を達成するため、効果のある環境対策を実施したいと考えています。

罰則の適用について、警察等の適切な対応が取れるか疑問である。市が勧告、命令し、命令に従わない場合は告発することになります。

**【罰則】<17件>** は市の考え方

徴収の際の公平性が保たれるか心配である。過料徴収はトラブル発生の可能性が極めて大きいと思う。

啓発活動を十分に知り周知徹底を図り、混乱が起こらないように過料徴収を行いたいと考えています。

**【その他】<56件>** は市の考え方

厳格に取り締まりをしてほしい。/取り締まり方法はどうか。

取り締まりよりも、市民、事業者とともに啓発や指導に重点をおいて取り組んでいきたいと考えています。

実効を挙げたいには市職員だけでなく市民の協力が不可欠であり、市民が協力できる仕組み・施策を工夫してほしい。

条例の目的を達成するためには、市だけでなく市民や事業者の皆さんとともに取り組む必要があり、効果のある施策、啓発活動等を実施したいと考えています。

**【飼犬のふんの放置の禁止】 <15件>** は市の考え方です

散歩のときはリードなどでつなぐよう規制してほしい。公園や道路などの公共の場所では鎖などでつなぐ旨の規定を設けています。吠え声の規制をしてほしい。近隣との関係ですべての条例で規制するには適さないと考えます。猫の規制(放し飼、ふん尿)をしてほしい。

猫の場合、所有者を特定するのが困難ですので、本条例で規制できませんが、啓発を図りたいと考えています。違反者には刑事告訴による罰則の適用をしてほしい。/直罰方式をしてほしい。勧告し、命令に従わない違反者に対する罰則の規定を設けています。/飼犬のふんの放置については、直罰方式で即罰金というのは、行為の内容からみて厳しすぎると考え、勧告し、命令に従わない場合に罰則を科す間接罰とします。

**【歩行喫煙の規制】 29件** は市の考え方です

歩行喫煙を努力規定でなく禁止規定にして、違反者に対し過料を科してほしい。

本条例は喫煙を禁止するものではありませんので、歩行喫煙については、過剰規制とならないよう、努力義務としています。なお、特に人通りが多く歩行喫煙によるやけど等の危険性が高く、また、受動喫煙やたばこの煙の臭気等で迷惑となる地区を、「喫煙禁止区域」に指定し、違反者に対し過料を科

**【路上喫煙の禁止】 157件** は市の考え方です

禁止区域を市内全域に指定してほしい。/対象場所は、健康増進法第二十五條に規定する場所と屋外の全ての道路、信号のある交差点は全面禁止にしてほしい。/弱者や子どもが利用する施設を全て禁止してほしい。/市内の駅、バス停、タクシー乗り場、踏み切り、信号機周辺を禁止区域にしてほしい。/市内の駅および駅と学校を結ぶ通学路を全てを禁煙にしてほしい。

**【罰則】<17件>** は市の考え方

徴収の際の公平性が保たれるか心配である。過料徴収はトラブル発生の可能性が極めて大きいと思う。

啓発活動を十分に知り周知徹底を図り、混乱が起こらないように過料徴収を行いたいと考えています。

**【その他】<56件>** は市の考え方

厳格に取り締まりをしてほしい。/取り締まり方法はどうか。

取り締まりよりも、市民、事業者とともに啓発や指導に重点をおいて取り組んでいきたいと考えています。

実効を挙げたいには市職員だけでなく市民の協力が不可欠であり、市民が協力できる仕組み・施策を工夫してほしい。

条例の目的を達成するためには、市だけでなく市民や事業者の皆さんとともに取り組む必要があり、効果のある施策、啓発活動等を実施したいと考えています。

**【飼犬のふんの放置の禁止】 <15件>** は市の考え方です

散歩のときはリードなどでつなぐよう規制してほしい。公園や道路などの公共の場所では鎖などでつなぐ旨の規定を設けています。吠え声の規制をしてほしい。近隣との関係ですべての条例で規制するには適さないと考えます。猫の規制(放し飼、ふん尿)をしてほしい。

猫の場合、所有者を特定するのが困難ですので、本条例で規制できませんが、啓発を図りたいと考えています。違反者には刑事告訴による罰則の適用をしてほしい。/直罰方式をしてほしい。勧告し、命令に従わない違反者に対する罰則の規定を設けています。/飼犬のふんの放置については、直罰方式で即罰金というのは、行為の内容からみて厳しすぎると考え、勧告し、命令に従わない場合に罰則を科す間接罰とします。

**【路上喫煙の禁止】 157件** は市の考え方です

禁止区域を市内全域に指定してほしい。/対象場所は、健康増進法第二十五條に規定する場所と屋外の全ての道路、信号のある交差点は全面禁止にしてほしい。/弱者や子どもが利用する施設を全て禁止してほしい。/市内の駅、バス停、タクシー乗り場、踏み切り、信号機周辺を禁止区域にしてほしい。/市内の駅および駅と学校を結ぶ通学路を全てを禁煙にしてほしい。

**【歩行喫煙の規制】 29件** は市の考え方です

歩行喫煙を努力規定でなく禁止規定にして、違反者に対し過料を科してほしい。

本条例は喫煙を禁止するものではありませんので、歩行喫煙については、過剰規制とならないよう、努力義務としています。なお、特に人通りが多く歩行喫煙によるやけど等の危険性が高く、また、受動喫煙やたばこの煙の臭気等で迷惑となる地区を、「喫煙禁止区域」に指定し、違反者に対し過料を科

**【罰則】<17件>** は市の考え方

徴収の際の公平性が保たれるか心配である。過料徴収はトラブル発生の可能性が極めて大きいと思う。

啓発活動を十分に知り周知徹底を図り、混乱が起こらないように過料徴収を行いたいと考えています。

**【その他】<56件>** は市の考え方

厳格に取り締まりをしてほしい。/取り締まり方法はどうか。

取り締まりよりも、市民、事業者とともに啓発や指導に重点をおいて取り組んでいきたいと考えています。

実効を挙げたいには市職員だけでなく市民の協力が不可欠であり、市民が協力できる仕組み・施策を工夫してほしい。

条例の目的を達成するためには、市だけでなく市民や事業者の皆さんとともに取り組む必要があり、効果のある施策、啓発活動等を実施したいと考えています。

**【飼犬のふんの放置の禁止】 <15件>** は市の考え方です

散歩のときはリードなどでつなぐよう規制してほしい。公園や道路などの公共の場所では鎖などでつなぐ旨の規定を設けています。吠え声の規制をしてほしい。近隣との関係ですべての条例で規制するには適さないと考えます。猫の規制(放し飼、ふん尿)をしてほしい。

猫の場合、所有者を特定するのが困難ですので、本条例で規制できませんが、啓発を図りたいと考えています。違反者には刑事告訴による罰則の適用をしてほしい。/直罰方式をしてほしい。勧告し、命令に従わない違反者に対する罰則の規定を設けています。/飼犬のふんの放置については、直罰方式で即罰金というのは、行為の内容からみて厳しすぎると考え、勧告し、命令に従わない場合に罰則を科す間接罰とします。

#### 水道豆知識

平成19年度水質検査計画を作成しました

水質検査の適正化や透明性を確保するため、水源の特性など本市の地域性を踏まえ、検査の地点・項目・頻度とその理由などを明記した「平成19年度水質検査計画」を策定しました。

計画の公表 市ホームページに掲載するほか、水道部で配布します。

問い合わせ 水道部工務課 38-2084

#### 三人芝居『とんでもない女』

優柔不断でシャイな男と、かつて妻である女と、今暮らしている15歳の離れた女。1人の男と2人の女の物語。

日時 5月11(金)午後6時30分開演 会場 ルナ・ホール  
出演 下條アトム・川島なお美・吉田羊ほか(作・演出 中津留章仁)  
料金 前売3,000円(当日3,500円) チケット販売所 市民センター事務所・グリン業平、市役所売店、モンテメール大奮、ローンチケット(Lコード 53461)

問い合わせ 市民センター 31-4995

#### 水道部営業課料金担当

問い合わせ 38-2082